

学校における 麻しん対策ガイドライン

平成 20 年 3 月作成

作成 国立感染症研究所感染症情報センター

監修 文部科学省・厚生労働省

麻しんは、かつて「命定め病」とも呼ばれ、子どもの命を奪う疾患として広く恐れられていた。医療の進歩した現在でも、その重篤性には変わりはなく、発症した場合には死に至る危険性もある重大な疾患である。

現在、麻しん対策は、予防接種の普及を軸に、全世界が協調して取り組むべき課題であり、世界保健機関 (WHO) は日本などのアジア諸国を含む WHO 西太平洋地域から 2012 年までに麻しんを排除する目標を定めている。

麻しんは、国民の健康保持のため国を挙げて排除することが必要な疾患であり、また排除しうる疾患である。このような状況に鑑み、今般、国は 2012 年までの麻しん排除とその後の維持を目標にした「麻しんに関する特定感染症予防指針 (平成 19 年度厚生労働省告示第 442 号)」を告示した。

わが国では 2007 年に高校・大学を中心とする学校等での麻しん流行を経験し、従来は乳幼児の疾患と考えられがちであった麻しんを学校保健上の重要な課題として位置づけ、学校も積極的に麻しん対策に取り組んでいくことの重要性が改めて認識されたところである。

学校及びその設置者が効果的な麻しん対策を行うためには、麻しんの感染力及び重篤性を十分に理解し、日頃から十分な予防策を施すとともに、万一麻しんが発生した場合には迅速な対応をとることが重要である。これらの対策を進める上では、学校医及び地域の保健機関等と緊密に連携することが必要である。

本ガイドラインは、学校が効果的な麻しん対策を進める上で必要な技術的情報を以下の 2 つの観点から具体的にまとめたものである。

1. 麻しん発生の予防 (平時の対応)

2. 麻しん発生時の対応

また、国を挙げた麻しん対策の重要な組織として、国は国の麻しん対策推進会議を設置するとともに、都道府県に対しては、都道府県の麻しん対策会議の設置を要請している。同会議の役割の一つに、地域の麻しん発生状況や予防接種実施状況などの基礎となる情報に基づき、実情に応じた対策の検討・推進を行うことがある。

その検討にあたっては、今回新たに 5 年間の措置として定期接種の対象とされた中学校 1 年生及び高校 3 年生 (それぞれ相当する年齢の者を含む。以下同じ) の予防接種率を各学校が調査・把握し、各学校の保健管理に役立てるとともに、設置者を通じて同会議に情報提供することも期待されている。本ガイドラインにおいては「3. 都道府県麻しん対策会議への協力」として、提供を期待される情報及びその具体的方法を記載している。

本ガイドラインで記載する学校とは学校教育法における学校を意味し、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、大学等のことをいう。また、児童生徒とは、幼児、児童、生徒及び学生を指す。職員には、常勤職員、非常勤職員が含まれる。